

市民意見の募集結果

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成27年10月15日（木）
意見提出期間	平成27年10月15日（木）から 平成27年11月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	3

〈具体的な内容〉

駐車施設の配置の特例に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原駅周辺の商業地域について、まちなかの駐車場に余裕があるということですが、条例制定時と現在での駐車場の数はどこで見られますか？	D	<p>平成15年12月に制定した「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」における駐車場整備地区内の駐車場の基準は、平成6年9月に制定した「小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の基準に基づくものですが、平成27年3月に策定された「小田原市駐車場整備計画」に、平成8年の小田原駅前の駐車場整備地区内における駐車場の状況が記載されております。なお、併せて平成26年の駐車場の状況も記載されております。</p> <p>※駐車場整備地区及び小田原駅西口の一部地域を併せた地域が小田原駅周辺の商業地域となっております。</p> <p>※小田原市公式ホームページ、「市の取り組み」、「都市基盤」、「交通」、「トピックス」、『「小田原市駐車場整備計画」及び「小田原市自転車等の駐車対策に関する総合計画」について』、「小田原市駐車場整備計画」(P.20)表～</p>

2	<p>まちなかの駐車場に余裕があるなどということですが、余裕があるとは具体的にどういった状態のことでしょうか？</p>	D	<p>小田原市駐車場整備計画の策定にあたり、駐車施設の需要と供給を調査した結果、駐車場整備地区内全体の駐車施設は充足しており、将来の駐車需要の見通しも減少傾向にあることです。</p> <p>※小田原市駐車場整備計画（参照） (P.20) 表 駐車場整備地区内における一時預かり駐車場（10台以上） (P.44) 表 駐車需要の見通し</p>
3	<p>まちなかの駐車場に余裕があるなどということですが、余裕がある以外はどういった理由で条例を変更するのですか？</p>	D	<p>敷地内に駐車場を附置することによる土地利用における制限の緩和や歩行者等の安全性の向上などを図ることからも、条例施行規則の一部を改正するものです。</p>